

財団法人まちみらい千代田
平成21年度第2回理事会議事録

1 日時

平成21年10月15日（木） 午前10時から午前11時12分

2 場所

千代田区神田錦町三丁目21番地

ちよだプラットフォームスクウェア5階504～505会議室

3 理事現在数

15名

4 出席者

(1) 出席者（11名）

若林尚夫、川崎侑孝、北澤悦子、小嶋勝衛、齋藤潔、宗廣信、高木茂、林勇、堀田康彦、師岡文男、若杉雄二

(2) 委任状提出者（2名）

河野悟、高橋陽子

5 議題

(1) 議案第5号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について

(2) 議案第6号 平成21年度財団法人まちみらい千代田収支補正予算（案）について

(3) 議案第7号 財団法人まちみらい千代田の公益財団法人への移行について

(4) 議案第8号 財団法人まちみらい千代田における最初の評議員の選任方法（案）について

(5) 議案第9号 財団法人まちみらい千代田理事長及び副理事長の懲戒処分について

6 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

開会に先立って事務局から、平成21年10月14日開催の平成21年度第3回評議員会において、野口秀人理事と大橋重男理事の辞任の申し出が承認され、後任として東京電力株式会社銀座支社長の宗廣信氏と株式会社みずほ銀行公務第一部長の齋藤潔氏が選任されたことを報告した。続いて、新しく就任した宗理事と齋藤理事の挨拶があった。

次に、若林理事長より開催の挨拶があり、その中で先般の500円ワンコインドリーム事業執行上の不祥事に関して陳謝があった。また、この件を発端として、千代田区議会に「財団法人まちみらい千代田」のあり方に関する特別委員会が設けられたとの報告もあった。この委員会において、まちみらい千代田のこれまでの経緯を踏まえ今後のあり方について検討がなされるが、本理事会において提案している公益法人への移行準備は進めたいとの意向が述べられた。

その後、事務局から寄附行為第26条の規定により、議長は理事長が当たることになっている旨を伝え、若林理事長が議長に就き、開会を宣言した。

続いて、事務局に本日の出席者について報告をさせ、寄附行為第27条の規定で定める定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立している旨を告げた。

引き続き、本理事会の議事録署名人として堀田康彦理事と師岡文男理事の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両理事を指名し、本人もこれを承諾した。よって、議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

(1) 議案第5号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

内山勝行評議員から異動に伴う辞任の申し出があり、同氏の辞任の承諾とともに、その後任として、千代田区商店街連合会会長の瀬川昌輝氏を評議員候補とする。

これを寄附行為第31条第3項の規定に基づき提案する旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(2) 議案第6号 平成21年度財団法人まちみらい千代田収支補正予算(案)について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

ちよだ江戸祭2009及びちよだスポーツフェスタの開催並びに印刷会館活用事業におけるインキュベーション施設への改修、以上3件の事業実施に伴い、一般会計及び経営基盤安定基金特別会計の収支予算を補正する必要がある。

これを寄附行為第10条第2項の規定に基づき提案する旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答があった。

○ちよだ江戸祭2009は正式名称か。また、今後はどのように事業展開していくのか。
(事務局)

正式名称である。今後の展開は未定だが、今年に関しては本来開催予定だった江戸天下祭が中止になったが、これまでの地方との関係を考え、財団の自主事業として開催する。

(3) 議案第7号 財団法人まちみらい千代田の公益財団法人への移行について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

当財団は将来に渡り公益的な事業を行う公益財団法人として活動を行うため、東京都に公益財団法人への移行の認定を申請する。その理由としては公益財団法人という名称の独占的な使用、税制上の優遇措置等の効果が期待できるためである。なお、平成23年4月1日に移行すべく作業を進める予定である。

これを寄附行為第24条第2号の規定に基づき提案する旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

○公益財団法人化することでメリットもあるが、デメリットも沢山あると思うが、十分検討した上での判断か。

(事務局)

一般財団か公益財団か比較したところ、公益財団の方が事務的な作業が複雑で手間が掛

かる。また、現行認められていた委任状での出席も出来なくなるため、理事の負担は大きくなる。しかし、千代田区の外郭団体であり、公共性の高い事業を推進していることや公益財団となることで、賛助会費を納入している賛助会員が税制上の優遇措置を受けられること等、総合的に判断した結果、公益財団法人化することを選択した。

○公益事業か収益事業かの明確な基準がなく、外堀を埋める作業が非常に複雑で手間が掛かり、多くの団体と申請時期が重なるようだが、気長に申請手続きを進めてもらいたい。
(事務局)

全国でもまだ30程度しか認定されておらず、申請の時期が他と重なることが予想されるので、東京都とよく相談しながら、進めるつもりである。

(4) 議案第8号 財団法人まちみらい千代田における最初の評議員の選任方法(案)について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

最初の評議員を選任するにあたって、中立的な立場にある者が参加する最初の評議員選定委員会を設ける。この選定委員会による6項目に亘る選任方法が、財団法人まちみらい千代田における最初の評議員の選任方法(案)である。その選任方法に基づいた別紙の5名が最初の評議員選定委員会委員就任予定者である。さらに、最初の評議員選定委員会に関する12条に亘る規程が最初の評議員選定委員会規則(案)である。なお、主務官庁から最初の評議員選任方法について認可があった際には、別紙の5名の者が選定委員会の委員に就任する予定であること、最初の評議員会規則については認可日から施行するものであること、また、認可申請書類の誤字や脱字等、軽易な文言の修正は理事長に委任することを承諾していただきたい。

これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第92条の規定に基づき提案する旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答があった。

○委員会規則の改定に関して、規定がないが将来的にはどのように対応するのか。

(事務局)

内容に関しては、主務官庁である東京都から確認が取れている。またこの委員会自体は、最初の評議員を決める際だけのものなので、将来的な対応を規則に盛り込む必要はないと考えている。

(5) 議案第9号 財団法人まちみらい千代田理事長及び副理事長の懲戒処分について

議事に入る前に、理事長より議案第9号に関連する500円ワンコインドリーム事業執行上の不祥事についての報告があった。続いて、配付資料に基づき、事務局より事業の概要、事件の経緯、調査の結果及び今後の改善策等の説明がなされた後、懲戒処分の内容について説明がなされた。

これを寄附行為第24条第2号の規定に基づき提案する旨の説明があり、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

8 報告事項

(1) 平成21年度財団法人まちみらい千代田事業実施状況について

配付資料に基づき、事務局から上半期の事業は概ね計画通りに進んでいる旨の説明がなされた。

(2) 財団法人まちみらい千代田職員等の賞与について

配付資料に基づき、事務局から職員等の夏季手当が調整された旨の説明がなされた。

9 その他

(1) 連絡事項として、次回の理事会は、来年3月中旬に開催を予定する旨の伝達が事務局からなされた。

10 閉会

以上をもってすべての議題の審議を終了したので、午前11時12分に議長は閉会を宣言し、解散した。

平成21年10月15日

財団法人まちみらい千代田
平成21年度第2回理事会

議 長 若 林 尚 夫 ㊟

議事録署名人 師 岡 文 男 ㊟

議事録署名人 堀 田 康 彦 ㊟